

## 1 補助対象事業及び協議書添付書類

対象事業	添付書類
地域密着型サービス等整備等助成事業	
地域密着型サービス等整備助成事業	図面、見積書
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	図面、見積書
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業	図面、見積書
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業	図面、見積書
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	
施設開設準備経費支援事業	見積書
大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援	見積書
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	
ユニット化改修支援事業	図面、見積書
多床室のプライバシー保護のための改修支援事業	図面、見積書
介護施設等における看取り環境整備推進事業	図面、見積書
共生型サービス事業所の整備推進事業	図面、見積書
介護職員の宿舎施設整備事業 <u>※図面、見積書の添付必須。</u>	図面、見積書

## 2 協議書の提出期限

令和6年6月13日（木）17時15分 必着

## 3 提出方法

電子メールにてご提出ください（choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp）

## 4 留意事項

- (1) 本事業に係る補助金は、原則、対象事業ごとに一事業所につき一回を限度とすること。
- (2) 補助金を活用する場合、鹿児島市からの交付決定通知が届く前に、入札の告示や工事契約、着工をすることは認められないこと。
- (3) 契約手続は、市の公共事業の取扱いに準じて行うこと。
- (4) 指名競争入札を行う場合に選定する業者は、市の建設工事等競争入札参加有資格者でなければならないこと。
- (5) 補助金を活用して整備を行う場合、整備後に事業を廃止した際等（目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保としての提供、取り壊し、廃棄等）には補助金の返還が発生する場合があること。
- (6) 補助事業採択後の辞退は、やむを得ない事情がある場合を除き認められること。
- (7) 予算の制約等により、協議どおり交付できない場合や交付されないこと。